

00680

# 鳥取縣公報

昭和十五年十一月一日  
第千七百七十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 告示

◇鳥取縣告示第八百二十三號  
東伯郡南谷村大字、字區域及名稱ヲ左ノ通變更シ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行セリ  
昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

現 在 區 域		變 更 區 域	
大字名	字名	大字名	字名
泰久寺	下野山	泰久寺	下山平
七一九	畑	全 部	全 部
地番	地目	地番	地目
一一一五	山林	一一一七	山林
松河原	小倉	松河原	小倉山
全 部	全 部	全 部	全 部
同	同	同	同
附記	附記		



奧山峯雄	小林武太	田邊俊太郎	角廉	山田喜一郎	露木孝一	福谷孝太郎	原田邦藏	笹尾重德	畑正槌	石井虎治	森茂
------	------	-------	----	-------	------	-------	------	------	-----	------	----

鳥取縣農產物検査所 浦富出張所々管内一圓	同 郡家出張所々管内一圓	同 濱村出張所々管内一圓	同 上井出張所々管内一圓	同 倉吉出張所々管内一圓	同 八橋出張所々管内一圓	同 下市出張所々管内一圓	同 淀江出張所々管内一圓	同 大山出張所々管内一圓	同 米子出張所々管内一圓	同 江尾出張所々管内一圓	同 生山出張所々管内一圓
-------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

鳥取縣農產物検査所 浦富出張所	同 郡家出張所	同 濱村出張所	同 上井出張所	同 倉吉出張所	同 八橋出張所	同 下市出張所	同 淀江出張所	同 大山出張所	同 米子出張所	同 江尾出張所	同 生山出張所
--------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

三谷作太郎	小林孝惠	清水薰	若林吉藏	石田正義	山根時茂	小坂英正	深田福藏	沼田敬一	西原郁夫	八本唯義	梅林甚太郎	種田幸吉	秋田萬吉	田中壽太郎	村山繁雄	前田勘太郎	安本善藏
-------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	-------	------	-------	------

囑託者

麥類現在高調査員ノ部

擔當調査區域

鳥取市 (舊市區)	同 (舊市區)	同 (美保區)	同 (中ノ郷區)	同 (賀露區)	同 (舊市區)	同 (舊市區)	同 (車尾區)	同 (住吉區)	同 (福米區)	同 (福生區)	同 (加茂區)	岩美郡倉田村	同 米里村	同 津ノ井村	同 面影村	同 宇倍野村	同 宇倍野村
-----------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	-------	--------	-------	--------	--------

職務執行ノ場所

鳥取市役所	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	岩美郡倉田村役場	同 米里村役場	同 津ノ井村役場	同 面影村役場	同 宇倍野村役場	同 宇倍野村役場
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------	---------	----------	---------	----------	----------

囑託年月日

昭和十五年十月二十五日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

前田	露木	西尾	松本	東田	林藤	近藤	守部	影山	平井	小谷	小西	澤田	山崎	湯本	巨島	飯野	小谷	森原	太田
邦博	英治	義親	忠雄	鶴三	正一	重延	繁次郎	繁次郎	平美	春美	勝治	繁雄	義雄	常藏	實藏	信美	善一	政雄	幸雄

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
散岐村	西郷村	八上村	河原町	國英村	大伊村	船岡村	國中村	八頭郡賀茂村	蒲生村	福部村	網代村	大岩村	田後村	岩美郡浦富町	東村	本庄村	小田村	岩井町	成器村

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
散岐村役場	西郷村役場	八上村役場	河原町役場	國英村役場	大伊村役場	船岡村役場	國中村役場	八頭郡賀茂村役場	蒲生村役場	福部村役場	大岩村役場	田後村役場	岩美郡浦富町役場	東村役場	本庄村役場	小田村役場	岩井町役場	大茅村役場	成器村役場

同 同

岡田	國中	山田	和政	國政	西尾	奧本	小谷	田中	小林	田中	岸本	永野	山田	井戸	岸本	松本	南口	前田	今島
定吉	濱吉	英夫	善藏	守男	直幸	政市	六左衛門	美龜三	忠男	英治	友末	文俊	知秀	繁利	市平	正秋	良平	英一	松治

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山郷村	智頭町(富澤區)	智頭町(那岐區)	智頭町(土師區)	智頭町(山形區)	智頭町(智頭區)	社村	八頭郡佐治村	用ヶ瀬町	大村	下私都村	中私都村	上私都村	池田村	若櫻町	丹比村	八東村	安部村	隼村	大御門村

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山郷村役場	智頭町役場	智頭町役場	智頭町役場	智頭町役場	智頭町役場	社村役場	佐治村役場	用ヶ瀬町役場	大村役場	下私都村役場	中私都村役場	上私都村役場	池田村役場	若櫻町役場	丹比村役場	八東村役場	安部村役場	隼村役場	大御門村役場

同 同

鳥取縣公報 第千七百七十九號 昭和十五年十一月一日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第千七百七十九號 昭和十五年十一月一日 (第三種郵便物認可)

倉田	橋本	八木	田原	瀧本	木下	和田	岡本	西浦	山根	上原	原俊	森岡	宮本	松村	大西	大西	金谷	上島
益中	富昌	之勉	仁寬	爲藏	壽藏	仁平	繁美	淺吉	永吉	泰男	俊正	清一	一男	勝美	甚一	謙太郎	虎男	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小鷺河村	逢坂村	勝谷村	鹿野町	瑞穗村	酒津村	寶木村	末恒村	大郷村	吉岡村	湖山村	千代水村	松保村	豐實村	明治村	東郷村	大正村	美穗村	大和村

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小鷺河村役場	逢坂村役場	勝谷村役場	鹿野町役場	瑞穗村役場	酒津村役場	寶木村役場	末恒村役場	大郷村役場	吉岡村役場	湖山村役場	千代水村役場	松保村役場	豐實村役場	明治村役場	東郷村役場	大正村役場	美穗村役場	大和村役場

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

鳥取縣公報 第千七百七十九號 昭和十五年十一月一日 (第三種郵便物認可) 八

藤野	尾崎	戶崎	森本	岡田	川田	遠藤	坂田	西方	市橋	高倉	德丸	石原	清水	尾崎	竹森	大口	大河	出井
井見	芳正	節紀	恒義	實茂	好治	英治	正則	芳毅	美治	義詮	長由	市藏	永泰	壽男	燃	吉春		

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三朝村	三德村	小鹿村	花見村	松崎村	東郷村	舍人村	泊村	宇野村	橋津村	淺津村	長瀨村	日下村	東伯郡西郷村	勝部村	中郷村	日置村	日置谷村	青谷町

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三朝村役場	三德村役場	小鹿村役場	花見村役場	東郷松崎村役場	東郷松崎村役場	舍人村役場	泊村役場	宇野村役場	橋津村役場	淺津村役場	長瀨村役場	日下村役場	東伯郡西郷村役場	勝部村役場	中郷村役場	日置村役場	日置谷村役場	青谷町役場

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

鳥取縣公報 第千七百七十九號 昭和十五年十一月一日 (第三種郵便物認可) 九

竹	谷	谷	東	引	磯	森	矢	小	福	三	田	田	田	山	中	鷺	村	高
藏	口	口		田	江	田	田	島	井	村	中	中	中	根	野	見	西	田
福	孝	利	禮	光	義	源			伊	常	正	恒	堅	道	忠	健	隆	
吉	市	人	藏	雄	幸	太郎	茂	豐	藏	壽	雄	勇	延	二	正	幸	治	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
由良町	大誠村	榮村	上北條村	中北條村	下北條村	灘手村	社村	高城村	高城村	北谷村	南谷村	矢送村	山守村	上小鴨村	小鴨村	倉吉町	竹田村	旭村

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
由良町役場	大誠村役場	榮村役場	上北條村役場	中北條村役場	下北條村役場	灘手村役場	社村役場	高城村役場	高城村役場	北谷村役場	南谷村役場	矢送村役場	山守村役場	上小鴨村役場	小鴨村役場	倉吉町役場	竹田村役場	旭村役場

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

戶	濱	古	丹	田	山	渡	石	池	岩	泉	杉	山	山	前	戶	田
田	田	德	田	澤	本	邊	賀	口	本	信	本	本	根	田	田	中
友	正		磨	壽	正	定	暉	喜	恒	信	貴	義	壽	秋	榮	吉
次	春	智	志	賀	信	吉	雄	代	雄	幸	明	雄	隆	秋	榮	吉

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
境町	外江村	渡村	崎津村	西伯郡彥名村	上中山村	下中山村	安田村	成美村	以西村	赤碓町	八橋町	古布庄村	上郷村	下郷村	伊勢崎村	市勢村	逢東村	市勢村	逢東村

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
境町役場	外江村役場	渡村役場	崎津村役場	西伯郡彥名村役場	上中山村役場	下中山村役場	安田村役場	成美村役場	以西村役場	赤碓町役場	八橋町役場	古布庄村役場	上郷村役場	下郷村役場	伊勢崎村役場	市勢村役場	逢東外二村役場	市勢村役場	逢東外二村役場	

同 同

藤本	富田	小谷	本池	井田	河田	柏木	田後	龜尾	吉津	幅田	西村	乾村	赤井	富永	實繁	湯原	妹尾	中山	古不	
真治	真治	繁市	甚一	寬一	吉寬	近春	唯雄	丹士	廣男	重彦	廣善	貞治	貞治	龜雄	正太郎	壽夫	善夫	敏夫	種一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
上道村	餘子村	中濱村	大篠津村	和田村	富益村	夜見村	成實村	天津村	大國村	法勝寺村	上長田村	東長田村	賀野村	手間村	尚德村	五千石村	幡鄉村	大幡村	縣村	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上道村役場	餘子村役場	中濱村役場	大篠津村役場	和田村役場	富益村役場	夜見村役場	成實村役場	天津村役場	大國村役場	法勝寺村役場	上長田村役場	東長田村役場	賀野村役場	手間村役場	尚德村役場	五千石村役場	幡鄉村役場	大幡村役場	縣村役場	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

鳥取縣公報 第千七百七十九號 昭和十五年十一月一日 (第三種郵便物認可) 一二

林原	山根	能登	杉原	長井	豐城	渡邊	入江	林原	石原	戶野	角野	戶野	吉野	高見	前田	恩田	福田	林利	青戶	
容夫	貞治	作平	忠夫	英雄	忠男	光雄	清章	重忠	政秋	三十四	忠一	藤五郎	堅一	源三	猶壽	勝一郎	名正	利一	榮造	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
春日村	大高村	巖村	日吉津村	大和村	淀江町	宇田川村	高麗村	所子村	大山村	庄内村	名和村	御來屋町	光德村	逢坂村	日野郡二部村	黑坂町	大宮村	阿毘綠村	山上村	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
春日村役場	大高村役場	巖村役場	日吉津村役場	大和村役場	淀江町役場	宇田川村役場	高麗村役場	所子村役場	大山村役場	庄内村役場	名和村役場	御來屋町役場	光德村役場	逢坂村役場	日野郡二部村役場	黑坂町役場	大宮村役場	阿毘綠村役場	山上村役場	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

鳥取縣公報 第千七百七十九號 昭和十五年十一月一日 (第三種郵便物認可) 一三

蘆尾米次	同	多里村	同	多里村役場	同
長尾儀四郎	同	日野上村	同	日野上村役場	同
田邊壽明	同	福榮村	同	福榮村役場	同
中田要三郎	同	石見村	同	石見村役場	同
松原宗平	同	日野村	同	日野村役場	同
谷内丈夫	同	根雨町	同	根雨町役場	同
佐々木鉄郎	同	神奈川村	同	神奈川村役場	同
下村清	同	江尾村	同	江尾村役場	同
長岡輝雄	同	米澤村	同	米澤村役場	同
圓山定孝	同	溝口町	同	溝口町役場	同
後藤清一	同	溝口町	同	溝口町役場	同
中島忠義	同	日光村	同	日光村役場	同
下村光治	同	八郷村	同	八郷村役場	同

鳥取縣告示第八百二十五號

昭和六年九月鳥取縣告示第三百二十九號鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第二條中左ノ項ヲ追加ス

名 稱	位 置	管 轄 區 域
同上、八橋出張所	東伯郡八橋町大字八橋	八橋町、逢束村、市勢村、伊勢崎村、上郷村、下郷村、古布庄村

鳥取縣告示第八百二十六號

飼料販賣取締規則第六條ノ二第二項ニ依リ販賣ノ目的ヲ以テ穀ノ製造ヲナス者ノ穀ノ販賣先ヲ左ノ通指定ス

昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣東伯郡倉吉町 鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會

鳥取市西品治町 鳥取縣飼料卸商業組合

鳥取縣告示第八百二十七號

飼料販賣取締規則第十三條ニ依リ飼料販賣取締員ノ携帯スベキ證票ヲ左記雛形ノ通定ム

昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄



雛形

縦三寸横二寸 厚質紙

面 表

第 號 昭和 年 月 日 交付

飼料販賣取締 鳥取縣 員 證 票 之 印

官 職 氏 名

面 裏

飼料販賣取締規則第十三條地方長官ハ其ノ管轄區域内ニ營業所ヲ有スル飼料販賣業者ニ對シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ商品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

飼料配給統制法第五條第三項ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

◇鳥取縣告示第八百二十八號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモ未ダ種付ザルモ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牝牛ノ檢驗ヲ左ノ通り施行ス、依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢驗證ヲ携帶シテノ日時及場所ニ牽付檢驗ヲ受ク

昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

檢 診 月 日

十一月 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十八日

檢 診 場 所

西伯郡成實村役場 郡天津村役場 郡大國村役場 郡法勝寺牛馬市場 郡上長田村役場 郡東長田村役場 郡賀野村役場 郡手間村役場 郡幡鄉村役場 郡五千石村役場 同 郡尚德村役場 米子市米子牛馬市場 同 市福米出張所 同 市加茂出張所 西伯郡彦名村役場

牽 付 區 域

成實村 天津村 大國寺 法勝寺 上長田村 東長田村 賀野村 手間村 幡鄉村 五千石村 同 尚德村 米子市福生、福米、加茂村 同 市福生福米出張所管内ヲ除ク 同 市加茂出張所管内 同 彦名村、富益村、夜見村

牽 付 時 刻

當日午前九時

同	二十日	同	郡崎津村役場	同	崎津村、和田村	同
同	二十二日	同	郡渡村役場	同	渡村、外江村	同
同	二十五日	同	郡餘子村役場	同	餘子村、上道村、境町	同
十二月五日	同	同	郡大篠津村検査場	同	大篠津村、中濱村	同

◆鳥取縣告示第八百二十九號

昭和十六年四月入學セシムベキ東京雙峰學校師範部生徒ヲ左記要項ニヨリ募集セラルニ付應募希望者ハ本年十二月十日迄ニ鳥取縣知事ヲ經テ出願スベシ  
 尚入學ニ關シ問合セタキコトアル者ハ郵便切手(四錢)封入同校宛申出ズベシ  
 昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

募 集 要 項

- 一 募集學科 師範部普通科乙種
- 一 募集人員 若干名
- 一 入學資格 年齡三十五年以下ニシテ三年以上教育ニ従事シ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者又ハ之ト同等以上ノ者
- 一 入學試問
  - 學科試驗 國民道德、教育學(教授法ヲ含ム)
  - 口頭試問及身体検査
- 一 入學願書ニ履歷書、身体検査書、戸籍抄本ヲ添ヘ差出スベシ又現ニ公職ニ在

ル者ハ前記ノ外地方長官ノ薦書ヲ添ヘ地方長官ノ經テ差出スベシ(提出書類ノ形式ハ本校規則書參照ノコト)

- 一 試驗期日 昭和十五年十二月二十六、七兩日
- 一 試驗施行場所 本校
- 一 願書締切 昭和十五年十二月十日迄ニ本校ニ到着スルヲ要ス
- 一 授業開始 昭和十六年四月七日
- 一 學費補給 月額二十五圓ヲ補給ス
- 一 學校長 橋本綱太郎
- 一 注意 入學ノ件ニ關シ問合セタキ事アル者ハ郵券四錢、規則書入用ノ者ハ郵券三錢封入ノ上本校教務課宛申出ヅベシ

◆鳥取縣告示第八百三十號

鳥取縣岩美郡田後村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年九月三十日付左ノ通指定セリ  
 昭和十五年十一月一日

校數	位	鳥取縣知事	副	見	喬	雄
一	鳥取縣岩美郡田後尋常小學校ニ併設					
	置	就	學	區	域	
		鳥取縣岩美郡田後村一圓				

◆鳥取縣告示第八百三十一號

鳥取縣岩美郡成器村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年九月二十日付左ノ通指定セリ

昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄  
校 數 位 置 就 學 區 域

一 鳥取縣岩美郡成器尋常高等小學校ニ併設 鳥取縣岩美郡成器村一圓

◇鳥取縣告示第八百三十二號

鳥取縣岩美郡蒲生村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年九月三十日付左ノ通指定セリ  
昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄  
校 數 位 置 就 學 區 域

一 鳥取縣岩美郡蒲生尋常高等小學校ニ併設 鳥取縣岩美郡蒲生村一圓

◇鳥取縣告示第八百三十三號

鳥取縣岩美郡大茅村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年九月三十日付左ノ通指定セリ  
昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄  
校 數 位 置 就 學 區 域

一 鳥取縣岩美郡大茅尋常小學校ニ併設 鳥取縣岩美郡大茅村一圓

◇鳥取縣告示第八百三十四號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス  
昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證 記號番號	被保險者氏名	事務所所在地名稱	無効トナリタル被 保險者證交付 年月日	無効トナリタル 年月日
職鳥に 一	小島 繁雄	鳥取市西町 株式會社日本海新聞社	一五、五、三〇一五、七、二〇	
職鳥に 一三	安東 太郎	同	一五、五、三〇一五、八、二〇	
職鳥まろ 七	佐々木重男	鳥取市智頭街道筋 松田壽藏 商店	一五、五、三〇一五、八、二五	
職鳥も 五	大住要次郎	鳥取市東品治 森永製品山陰販賣株式會社 鳥取出張所	一五、五、三〇一五、八、二五	

◇鳥取縣告示第八百三十五號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス  
昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00707

被保險者證 記號番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所在地並ニ名稱	無効トナリタル被 保險者證交付日	無効トナリタル 年月日
鳥いな 一二四	宮木 欣治	鳥取市東品治 因幡製材株式會社	一五、八、一	一五、九、一〇
西たわ 一〇	福本 シモ	西伯郡御來屋町 大山農産加工組合	一三、九、一三	一五、八、五
鳥とく 三二二	山本喜美惠	鳥取市吉方 鳥取家具工業株式會社	一四、三、一八	一五、八、三一
米よ 七四七	山住 好惠	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	一二、八、一八	一五、九、九
鳥たな 二	加藤 憲	鳥取市西町 田中印刷所	一五、三、一三	一五、八、一〇
西いた 七〇	織田 梅夫	西伯郡境町 合資會社板倉商店境工場	一五、九、一六	一五、九、二四
鳥いろ 七	中村榮一郎	鳥取市吉方 因幡農村工業聯合會	二三、一二、二八	一五、九、一
米はは 二二七	葉山 文二	米子市錦町 田鐵工所	一五、八、一	一五、九、一八

00708

鳥ひ 五五六	入江 豊	鳥取市東品治 日ノ丸自動車株式會社	一四、二、二四	一五、八、二七
氣にに 三九〇二	田中百合子	氣高郡湖山村 日本製絲株式會社湖山工場	一五、三、二六	一五、五、二二
東ひ 三〇二	長崎 好治	日野郡多里村 廣瀨 鑛山	一五、四、九	一五、六、三〇
八まま 六〇	和谷 憲治	八頭郡智頭町 (石)製材所	一五、五、四	一五、六、三
東ひ 二〇五	岸本 實	東伯郡倉吉町 日ノ丸自動車株式會社	二三、一一、三〇	一五、一、九

◆鳥取縣告示第八百三十六號  
左記墓地ハ岡山縣護國神社御造營並社域擴張ノ爲同墓地内ノ墳墓ヲ移轉改葬ノ計畫ノ趣ニ付該墓地ニ關係アル者ニシテ意見アル向ハ昭和十六年一月十五日迄ニ同墓地移轉改葬管理者タル岡山市長ニ直接照會セラレ度若シ期日迄ニ申出ナキ場合ハ管理者ニ於テ適宜處理セラルコトアルベシ  
昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

墓地所在地 岡山市門田字換山千參百壹番ノ壹地、及千參百壹番ノ貳地ノ壹部(俗ニ奥市ト稱ス)  
管理者岡山市長 國 富 友 次 郎

◆鳥取縣告示第八百三十七號  
國民體力法第九條ニ基キ昭和十五年年度國民體力管理醫トシテ選任シタル者左ノ如シ  
昭和十五年十一月一日

鳥取縣知事 副 見 喬

各 通

昭和十五年年度國民體力管理醫ヲ命ズ

同	同	同	同	鳥取市醫師	學校衛生技師	同	同	防 疫 醫	同	衛 生 技 師
岡	石	永	石	井	富	林	櫻	吉	石	石
垣	垣	川	井	河	上	岡	井	岡	原	原
		一	純	利		綾	重	ツ		
一	郎	三	三		悌	子	ク	雄	グ	巖
										雄

各 通

同	同	同	同	同	米子市醫師	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
松	生	大	荒	中	高	佃	後	中	稻	山	竹	清	松	野	野
浦	田	湯	川	村	島		藤	本	富	本	田	水	原	野	野
	武	哲	俊	悠	義		良	大	一	太	賢	久	真		
龍	雄	郎	三	藏	治	毅	三	二	郎	郎	夫	雄	堅	人	

各  
通

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小	岸	森	安	田	戶	加	岡	大	君	村	藤	岡	大	邊	松	邦	良	太	郎							
		本	陪	中	田	藤	田	谷	野	江	田	田	久	藤												
		藤	幸	哲	馬			英	清	正	龜	道	久	太												
	一	郎	藏	助	藏	謙	奏	立	三	民	夫	壽	胤	啓												

各  
通

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山	濱	松	小	北	井	夜	青	松	君	脇	千	廣	甲	木														
		島	畑	村	崎	久	木	島	垣	田	代	江	田	下														
						義																						
						光	隨																					
政	信	宗	義	正	精	市																						
春	雄	敬	治	亮	一	郎	雄	敬	祝	一	治	一	助	之														

各  
通

氣高郡醫師

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岸	真	堀	那	阿	福	田	近	笹	稻	日	石	勝	乾	田	野	村
田	島	內	須	會	永	中	藤	川	野	村	田	田	田	田	野	村
輝	啓	謙	政	三	儀	敏	孝	泰	正	熙	類	勸	國	田	野	村
雄	治	藏	男	郎	親	三	平	子	啓	三	藏	載	治	田	野	村

東伯醫師

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鳥	山	橋	根	岸	米	岡	景	涌	酒	難	佐	大	涌	鳥	山	橋
田	飼	榊	田	鈴	本	田	森	谷	井	波	々	田	谷	田	飼	榊
昌	秀	恒	太	勝	房	太	森	良	正	當	木	幸	重	田	飼	榊
誠	藏	篤	郎	民	郎	治	郎	藏	仁	卯	市	雄	治	田	飼	榊

同	同	同	同	同	同	同	同	西伯郡醫師	同	同	同	同	同	同
中	池	小	作	瀧	萬	渡	岡	藪	檜	山	山	松	桐	林
西	淵	酒	野	川	田	部	田	内	和	岡	根	本	谷	々
			美	一	亞	祿	定	太	良	員	幸	權	伸	木
		丈	千									三	治	祐
壯	貢	夫	代	穂	雄	元	郎	榮	郎	秀	三	郎	治	治

各通

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	中	森	天	宮	中	前	大	北	原	本	野	藤	三	
江	田	井	野	川	原	場	西	岡	田	多	坂	川	輪	
政	百	光	千	博	衛	慶		信	德	正	綱	松		
			代			次								
治	吉	藏	茂	三	人	眞	郎	要	親	藏	秋	定	治	泰



各  
通

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

川	掘	石	三	小	岩	田	安	安	足	有	三	都	渡
崎	上	田	原	原	谷	本	中	次	田	立	田	宅	田
文	綾	昌	正	金	廣	龍	式	二	茂	利	梅		千
太							太						
良	子	俊	手	義	義	彦	郎	郎	明	顯	松	亨	實
													早

各  
通

同 同 同 同 同 同 同 同 同 日 同 同 同 同

野  
郡  
醫  
師

倉	佐	上	西	荒	赤	富	石	池	松	池	隅	潮	細
重	伯	村		木	木	田	黑	田	崎	田	田		會
		順		磯	榮		周	米	武	喜	馨		良
		太	勝	次	太	勇	雄	雄	肇	市	久	一	覺
晋	貞	郎	人	郎	郎	雄	雄	肇	市	久	一	覺	勇
													逸

昭和十五年國民體力管理醫ヲ囑託ス

同 同 同 同 同

法橋亮 遠藤正陽 佐伯清十郎 武田六郎 飛田義次

各 通

齒科醫 同 同 同 同 同

林秀彌 平林重一 高田一夫 田中重夫 富谷正之助 矢田貝清治

昭和十五年國民體力管理齒科醫ヲ囑託ス

彙 報

辭 令

鳥取職業紹介所職業主事補 戸井忠夫

鳥取縣農林技手ニ任ス 蝦名寅吉

米子職業紹介所職業主事補ニ任ス 石井操

鳥取縣商工主事補 木下英雄

鳥取職業紹介所職業主事補ニ任ス 地方農林技師 川合津

願ニ依リ本職ヲ免ス (十月十日付) 大林正美

地方農林技師 正七位 砂口行衛

鳥取縣農林技手ニ任ス (十月十五日付) 大野不二男

死 亡 山根國雄

長崎縣社會事業主事ニ補ス (十月十六日付)

任 鳥 取 縣 屬 總務部庶務課勤務ヲ命ス

鳥取縣社會事業主事ニ補ス (十月十六日付)

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス (十月二日付)

鳥取縣農林技手 佐藤久和

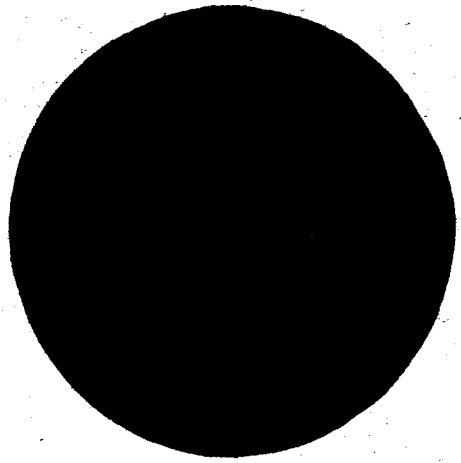
千葉縣へ出向ヲ命ス (十月四日付)

00721

鳥取縣公報 第千七百七十九號 昭和十五年十一月一日 (第三種郵便物認可)

三六

事變特報



彙

報

第七十八號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

鳥取縣公報 第千七百七十九號 昭和十五年十一月一日 (第三種郵便物認可)

三七

# 目次

- 一 教育勅語換發五十周年記念に當りて…………… 鳥取縣知事 副見 喬 雄 三九頁
- 一 教育勅語と國民新體制…………… (學務課) 四二頁
- 一 甘藷検査規則について…………… (農産課) 四四頁
- 一 農地交換分合の獎め…………… (規畫課) 四六頁
- 一 令旨奉戴二十周年記念…………… (社會教育課) 五〇頁
- 一 全國男女青年團大會…………… (社會教育課) 五〇頁
- 一 明治神宮御鎮座二十周年奉祝…………… (同課) 五二頁
- 一 御造營奉仕代表者參拜會…………… (同課) 五二頁
- 一 關取引を絶滅せよ…………… (商工課) 五三頁
- 一 民有林資源基本調査…………… (林務課) 五五頁
- 一 戰時經濟と貯蓄…………… (時局課) 五五頁
- 一 戰歿軍人遺族の洋裁講習…………… (社會課) 五九頁
- 一 縣下中等學生の稻刈奉仕…………… (學務課) 六〇頁
- 一 青年團及青年學徒の…………… (社會教育課) 六一頁
- 一 木炭増産勸勞報國運動…………… (社會教育課) 六一頁
- 一 商工課物資・物價係の面會時刻…………… (商工課) 六三頁

網條鐵もに敵るぞえ見

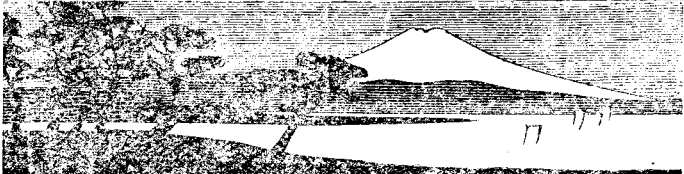
## 教育に關する勅語換發五十周年記念に當りて

鳥取縣知事 副見 喬 雄

本年は畏くも 明治天皇が「教育ニ關スル勅語」を下し給ひ、尊嚴なる國體に基き天地の公道に則り萬世に渝らざる徳教の大本を昭示あらせられてより正に五十年に相當する洵に記念すべき年であります。

顧みまするに、明治以來我が文運の發達は眞に目ざましきものあり、學制の頒布と共に教育も急速なる普及發達を見、國民はよくその志す所を遂げ來つたのであります。其の間には一方歐米の文物思想の流入激しく、ためにやゝもすれば本を忘れて未だに趨り、浮華輕佻の弊風をも生ずるに至つたのであります。是もひとへに輸入に急なるの余り批判の嚴正を失ひ醇化の徹底を缺きたるためでありまして、かくの如き風潮は明治中葉に至つて尙底止する所を知らず、更に之が反動を生み新舊多様の思想が對立相剋してゆすらず、國民はその歸一すべき道に迷ひまことに憂ふべき時世を現出せむとしたのであります。

「教育ニ關スル勅語」はかくの如き時換發あらせられたのであります。夙に教學の刷新に深く大御心を留めさせられました。明治天皇は、明治二十三年十月三十日こゝに千古不磨の聖訓たる「教育ニ關スル勅語」を下賜あらせられ、我が國教育の根本精神と國民の履踐すべき大道を昭らかに御垂示あらせられたのであります。國民は齊しくこゝに明確なる目標と搖ぎなき指針を見出し翻然として國民的自覺にたち返つた



のであります。當時の芳川顯正文相が述べられた如く「大詔一下するや天下靡然として服従し奉り民心のこれに向ふこと恰も大旱の雲霓を求むるの概があつた」のであります。爾來我が國の教育はこの勅語の聖旨奉體を究極唯一の目標として以て今日の成果を期するを得たのであります。

恭しく惟ひますのに悠遠の昔皇祖肇國の聖業を成し給ひ君臣の義を定め教の根本を立てさせられ以て不動の國基を築き給ひ、皇孫瓊々杵尊以來歴代の天皇之を昭述し給ひ徳教を以て御統治遊ばされ、天壤と共に窮りなき道義國家を具現せしめ給ふたのであります。臣民は又億兆一心大御心に副ひ奉らんことに努め以て天壤無窮の皇謨を翼賛し奉つて來たのであります。

畏くも「教育ニ關スル勅語」には我が國體の精華に基き皇運扶翼の大道を御示し遊ばされ、我等臣民の日夕實踐躬行すべき諸徳を親しく御諭し遊ばされてあります。我等一億國民が此の諸徳を身に體して實踐躬行し、日々の生活の隅々にまで透徹具現致しますことこそ我等の臣節であり臣道であるのであります。

今や我國は世界史上空前の騷亂の裡にあつてよく新東亞共榮圈の確立に嚮つて邁進しつゝあるのであります。今次事變勃發以來我が忠勇なる將兵は身命を捧げて勇戦力闘し、銃後國民又協力一致淬勵の誠を致し相共に義勇公に奉じ以て聖訓に答へ奉らんことを期して居るのであります。

然しながら使命達成に至るの道は尙ほ前途幾多の艱難の横はつてゐることを豫想しなければなりません。之を打開し之を達成するの要は國民各自が眞に日本の世界的使命を自覺し、自己の生活の眞義に徹し各職域に於ける本分を生かすことに在るのであります。此の秋に當り聖訓渙發五十年を迎へますことは國民の齊しく感激を深くする所でありまして、我々は聖訓の實踐徹底に一段の精進を誓ひ、以て聖明に答へ奉るところがなくてはならないのであります。

私はこゝに縣民各位と共に不磨の聖訓を心魂に徹し、愈々天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの覺悟を固く致したいと念願する次第であります。

### 教育勅語と

### 國民新體制

皇紀二千六百年の輝かしき年に際して、茲に 明治天皇の

聖慮に出づる教育勅語御下賜滿

五十年を迎へ、去る十月三十日

天皇陛下御名代閑院宮殿下の臺

臨を仰ぎ奉り、明治神宮外苑憲法記念館に於て

記念式典を舉行、また明治神宮に於て嚴肅なる



報告祭が執行せられ、全國各學校に於ては意義深き記念式が行はれたのであつた。

今日國民新體制が組織せらるゝに當つて、これが指導精神としての新倫理觀が建設されねばならぬと云はれるのであるが、新しき組織、新しき國民運動に新しき理論、新しき倫理が要求されることは當然である。しかし我が國に於てはそれ等の新しき理論といひ倫理といふも總べては肇國の精神に基き教育勅語に求めねばならぬことは云ふまでもないことであつて、たゞそれ等の意義精神を恢弘し、明徴し、徹底し、時代に即應せしむると云ふに外ならないのである。かくて新體制に即する爲にはこの教育勅語に對する研究方法を新にし新體制の倫理、

東亞新秩序の指導精神の淵源とし、母體として新しき考察を加へねばならぬわけである。

抑々教育勅語は 明治天皇の畏き大御心によつて成就されたものであつて、時の首相山縣有朋、文相芳川顯正、井上毅、元田永孚の人々もその煥發を翼賛し奉つたに過ぎないのである。

明治維新以來澎湃として擴がった西洋文化を基調とする諸種の思想は我が國の上下を風靡し所謂鹿鳴館時代の浮薄な歐米模倣をさへ馴致したのであつたが、一面我が國古來の國粹思想もこれに對して一層強調せられ、明治二十年前後の我が國思想界は甲論乙駁、實に混沌として國民をして適從する處を知らざらしめる感さへあつた。

然るに明治二十二年二月には帝國憲法が發布せられ、同二十三年十一月には第一回帝國議會を召集せられることになつたのであるが、この立憲政治實施については教育による平正着實なる人心涵養が大切であるのに、舉世適從する所を知らないやうな當時の狀況は實に憂慮に堪え

ないものがあつたのである。

畏くも 明治天皇には夙に教育の事については御軫念遊ばされること深く、明治十一年北陸東海御巡幸の後、各府縣の教育について多大の疑問と不満を抱かせ給ひ、侍講元田永孚、文部卿寺島宗則に諭し、永孚をして幼學綱要を編纂せしめ、宗則をして小學教育の改善に着手せしめ給ふたのであつた。それ等の旨が略々成就しようとしたが時偶々右のやうな歐化主義の全盛期に會し、皇國の固有文化、古有精神も價値なきものと觀せられた時期であつた爲、尊き 天皇の思召も遂に國民に徹底するに至らず、天皇は深く遺憾に思召させ給ふたことは明治十九年十月、東京帝國大學に行幸の御感想を記した元田永孚の聖諭記にも記されてある所である。

然るに前述のやうに立憲政治實施を前にして教育の統一、思想の統一の要が強調せられるに至り、明治二十三年二月の地方長官會議に於ても德育教育確立の急務が高調せられ、他面學者教育界の論議もこの方面に進み國民思想を統一

し、教育の基礎を定むるは皇室に求むるの外なしといふものが多くなつた。中にも西村茂樹のごときはこれを強調して明治二十二年二月國民の教育德育は皇室に於て管理せられんことを宮内大臣に建言し、勅選を以て修身教科書を編纂し、大詔を以て國民道德の基礎を定められたいと論ずるに至つた。

明治天皇はこれらの情勢を御覽あらせられ、教育方針の根本的確立の機會の到來せるを思召され、遂に明治二十三年十月三十日を以てこの尊嚴なる教育勅語の御下賜となつたのである。

これはまさしく 天皇の大御心によつて、教育を以て立憲政治の基礎とし、指導倫理とせんと思召された叡慮が拜されるのである。

教育勅語は即ち我が國教育の根本基準であつて、古今東西に亘つて渝ることなき聖典であるこの教育勅語の永久不變性について思はれることは、嘗つて伊藤博文公が教育勅語追加の議を斥けた事實である。日露戦争の頃我が國際關係は日に益々複雑となり、國家經濟が益々發展す

るに従つて、教育勅語のみでは國民教育を支配し、道德を定むるは不充分である。強いて新事態に應じて解釋せんとすればそこに無理が生じ無理は多岐となる。かくては道德の方針を一定せんとした勅語によつて、却つて道德の方針が分岐することになる。寧ろ新時代に適應した道德の趣旨を示す勅語を下賜せらるるにしくはないと云ふので、私かに教育勅語追加の議を奉つた者があつた。

明治天皇はこの議を御覽遊ばされるとこれを伊藤公に下してその意見を問はせ給ふた。伊藤公は熟慮の後、一篇の意見書を奉りて勅語追加の議を斥け、その必要なしと奉答した。曰く、明治二十三年煥發の教育勅語は簡にして能く德育の大綱を悉くして萬世に亘つて渝るべからざるものである。追加の議にいふ意義の如きは既にその中に悉く包含されて剩す所がない。何の必要があつてか、る語を以て勅語の尊嚴を冒瀆せんとするのであるか、と酷しくその議を斥けたのであつた。

これ等のことは今日に於ても大に鑑むべきことであらう。今日に於て誰も教育勅語の追加などといふことを唱ふるものはないが、教育勅語を以て一種の古聖典、古勅語とし、その旨は尊くして固より變ふべきではないが、現代人に教ふるには更に別の文章を要すると考へるものも絶無とは云へないと思はれるが、これ等の考へをなす者があつたならば、此の伊藤公の教育勅語追加の議を斥けた趣旨を深く玩味すべきであると考へるのである。

皇國教育の淵源、國民思想の根本聖典たる教育勅語の御下賜以來、に滿五十年、東亞を打つて一九とする一大經濟圏の建設を目ざして一億國民ひとしく聖業翼賛の新體制に邁進せんとする今日、吾々はこの永久不變の聖諭を體して國民精神を高揚し、新體制に即する新理論、新倫理觀もこれを母體として益々肇國の大精神を明徴し皇運扶翼の臣道に徹して高度國防國家の體制を整へ、國家國民の總力を發揮して東亞の新秩序を建設すると共に、進んで世界新秩序の

建設に指導的役割を果す所の未曾有の大業に邁進して、畏き聖慮を安んじ奉るの覺悟を固くせねばならぬと信する次第である。



### 甘藷検査規則について

本縣では本年政府買上の酒精原料甘藷を無水アルコール原料として五十五萬貫、含水アルコール原料として十五萬貫を生甘藷として供出し、尙縣内工業用として、十萬貫を配給しなければならぬのであるが、元來本縣としては天候の關係上干甘藷の乾燥については非常に困難な状況にあるので、當業者に於ても夙に生甘藷としての供出を要望してゐたものであつて、之が遂に實現して生甘藷を以て買上げられることに決

定を見た次第である。

これが爲縣としても至急生甘藷の縣に検査制度の必要を生ずるに至つたので、今回「甘藷検査規則」「甘藷検査手数料規則」及び「甘藷検査施行手續」が制定せられて十月二十九日附鳥取縣令及び同訓令を以て公布せられた。

#### △規則の概要

本縣内で生産せられた甘藷(縣外から移入せられたものでも縣外産出を確認し難いものは縣内産と見做す)は、一包装の定量に滿たぬ端數のもの洗滌したもの、若くは箱入のもの學術研究又は試験用のもの、共進會品評會等に出品するもの、徵發又は強制執行の目的となつたもの其他特別の事由によつて検査の免除を受けて検査免除印の押捺を受けた物以外、すべてこの規則に依つて検査を受けたものでなければ、之を本縣外に移出し又は本縣内に於て工業用原料として賣買の爲に受渡することは出來ぬのであつて、又運送業者も之を縣外に移出する目的を以て運送取扱をすることは出來ない。若しこの

規則に違反したものは拘留又は料料に處せられる。

検査を受ける甘藷を一包装の重量は正味四十五斤(十二貫)であつて、検査は品種・形状・大さ損傷の程度、病虫害の程度、土砂の除去不充分のものを混入しないこと)等によつて一等級三等及等外に區別(工業用原料に供するものは合格及び格外とする場合がある)として、検査し検査等級に應じて受檢者の附した票箋に、(松)一等、(竹)二等、(梅)三等、(花)等外、(合)合格、(外)格外)の検査證印を押捺せられる。

包装は一重包装で、苞は乾燥した藁又は麥稈を用ひ、編方は小繩を以て封間各一八種(約六寸)、兩髭の長さ各一五種(約五寸)とし、四ヶ所を密に編んで房數五十五手編とし、長さ約一・一五米(約三尺八寸)、重量一・九斤乃至二・三斤(約五百匁乃至六百匁)とする。棧俵はよく乾燥した古藁を用ひ、直徑三〇種、(約一尺)重量は二ヶで五六〇匁乃至七五〇匁(約百五十匁乃至二百匁)、繩は打柔けた藁で縛ひ、周り三種

乃至三・六糎(約一寸乃至一寸二分)の太繩を用ひる。

荷造は儀の小口に外側から棧俵をあて小口膝を目通し八ヶ所として千取掛、横繩は各二周り緊括し、縦繩は一筋で四方掛にして兩端は横繩で掛戻して小口で引締めて男結びとする。

但し特別の事由によつて右の規定に依り難い場合は知事の許可を受けて特別の重量又は包装とすることが出来る。

検査を受けやうとするものは甘藷の數量、検査希望月日、受檢場所及び仕向地を記した甘藷検査申請書を最寄り農産物検査出張所に提出して指示を受けるのであるが、検査手数料として一包装につき金壹錢五厘の検査手数料を要する尚検査済の甘藷で左の各號に該當したものは更に検査を受けなければならぬ。

- 1 包装を毀損し又は改装したものの
- 2 正味量を減少したものの
- 3 検査證印の不明瞭となつたものの
- 4 證箋を著しく毀損し又は亡失したものの

- 5 検査後腐敗變質若くは損傷し又は甚しく鼠害を受けたもの
- 6 検査を受けた日から起算して十日を經過したもの



### 農地交換

#### 分合の奨め

△交換分合の必要な理由

耕地の交換分合を行ふことは時局下に於ける農業努力の無駄を節約する上に頗る肝要であるに鑑み、農林省では本年同様明年度に於ても之を續行されることとなり、一萬一千町歩の交換分合を行ふことに決定し十一萬八千余圓

の豫算を計上大藏省に要求されることになりましたが、此の豫算の大部分は之を斡旋する農地委員會又は農會、部落實行組合等への補助金であります。

我國農家の耕地面積は一戸當り一町九畝余りで、本縣はそれより少く約九反となつてゐます其の狭い耕地が一箇所に纏つてゐないで十箇所にも二十箇所にも分れて居り、農家からそれ等の耕地へ仕事に行くには、直ぐ家の前や後にある場合もありますが、多くの耕作地は異つた方向へ八町も十町も行かねばならず、一箇所へ往復するにも小一時間もかゝることがあります。

斯んな無駄をしてゐたのでは實際に農耕を営む時間は幾らもありません。今日農村に於ては多數の壯丁が應召し、殷賑産業の農村努力の吸収や、更に滿洲國への入植等々農村の努力は漸次手薄となりつゝありますが、銃後の食糧對策上農業生産力の擴充は一日と雖も忽にすること出来ないのであります。

此の新しい情勢に對處するには自作地である

と小作地であるとの別なく點々に分れてゐる土地を成るべく耕作農家の近くに纏めることが大切であります。甲の土地が乙の家の附近にあり、又乙の土地が甲の家の近くにがある場合がありますが、之を交換分合して其の集團化を圖り、お互に大切な時間と努力を徒費しないで農業經營の合理化、努力の節約をすと云ふことは農業經營上まことに必要なことであります。

△作物の増産と交換分合

時局の進展に伴つて農村の労働力の不足は益々甚しくなつて參るのでありますが、併し農家は之を忍んで非常時に於ける國家への御奉公として農産物の増産に邁進してゐます。しかし斯かる際であるからこそ農地の交換分合に依る努力の節約が極めて必要であります。又一戸で働く家族が少いの多くの耕作地を持つてゐたのでは、管理も行届きませんので作物の増收を期することは出来ません。

斯う云ふ場合は働く家族が多く耕地面積の少い人に幾分を譲つてやり生産の増加を圖るべき



です。更に國は農業努力不足の對策として農地の交換分合のみならず共同作業、機械の利用等を奨励して居りますが、之等の對策が充分に効果を擧げるためにも先づ交換分合が行はれることが必要なのです。

△交換分合の奨励

以上の點より國と縣とは農産物増産計畫の一項目として農地の交換分合を極力奨励して居りますが、此の交換分合も個人々々では却々話が纏らないので、斡旋する機關として曩に施行せられた農地調整法(本報第二十六號參照)に依つて市町村農地委員會が之に當ることになつてゐます。

農地委員會は縣下の市町村には洩れなく設置してあり、各農地委員會は農地問題に理解のある地主、小作人何れにも偏しない公平な人が選ばれてゐます。此の農地委員は從來ある經濟更生委員會の委員とも協力して直接農家に呼びかけ速に交換分合を行つて經營の合理化を圖るべく説得して頂きたいのです。此の時期は稻作地

であれば秋の收穫を終り、次の田植に着手する前が最も適してゐるやうです。

交換分合を行ふに當つての難關は地味、地質の不均衡とか或は農村特有の働き慣れた土地に對しての執着等があり、又土地に依つて小作料の高いのや低いのがありますが、此の障害は交換分合と云ふ事業が國策的見地に基くものであることを、何處までも兩者によく認識させて是非實現に向つて努力して頂きたいのであります。

一 交換分合と税

此のことに付ては既に本報第二十一號にも記したのでありますが、此の交換分合を奨励するため、國家では臨時租税措置法(昨十四年三月三十一日法律第五十號を以て發布)を改正して交換地の登録税が免除せられました。本縣に於ても、此の國策に順應するため昨年十一月に登録税の免除せられた交換地の不動産取得税を免除することとなり、今まで交換分合を阻害する一の原因となつてゐたのが除かれました。此の免税の特典を受けるに必要な條件を擧げると

次の通りであります。

イ 農地の交換が農地委員會又は經濟更生委員會の斡旋に基くこと

ロ 交換地の双方又は一方が自作地であること(小作地と小作地との交換は勿論結構ですが此の場合税の方には何等關係致しません)

ハ 交換した農地價額の差が多額なる一方の十分の三以内であること

二 農地委員會の斡旋

市町村農地委員會、經濟更生委員會に補助金を與へて其の積極的活動を促すことになつてゐますから、農地の交換分合を希望せられる者は市町村農地委員會(役場内)又は經濟更生委員會に申出られ、ば、委員會では公平慎重に色々の事情を考慮して斡旋して呉れます。

農地の交換分合に依る効果は永久的なものです。而も時局の進展に伴つて努力の不足は一層深刻になるものと覺悟しなければなりません。長期建設の段階に備へる意味からも多數の農家が此の施設を利用して、出来るだけ廣く交換

分合を實行せられたいものです。

△農地分合指導指針

一 農業經營の改善、労働能率の増進上、農地一箇所當り集團地積の最少限度は三反歩以上を目標とし、一農家の農地は大体五箇所以内に集團を圖るやう勸奨すること

二 集團後は逐次區劃整理を行ふと共に農道の改修を行ひ、農耕運搬作業に便ならしめること

三 農地の集團を圖ると同時に耕耘脱穀調整等作業の共同化を計畫し農地の交換分合を一層効果的ならしめること

四 農業組織の適正を期せしめるべく各農家の農業従事者の數、及び技術の程度に應じ田畑、桑園、果樹園等の配分關係を顧慮して之が交換斡旋に努めること

× × ×



### 令旨奉戴二十周年記念

### 全國男女青年團大會

畏くも 聖上陛下東宮に在りました大正九年十一月二十二日帝國青年に對して優渥なる令旨を賜はりてより二十年、青年男女相共に 聖旨を奉戴して心身を修練し、奮勵協力以て今日に及んだのである。

今や聖戰第四年の戰時體制を整へて時艱突破に邁進すべき非常時に際會したのである。時代の推進力たるべき若人の責務は益々重大なるを痛感する此の秋に當り、大日本男女青年團では次の要綱に依り全國各加盟團の參加を求めて帝都に令旨奉戴二十周年記念全國男女青年團大

會を開催し、興亞聖業翼賛の決意を新にして皇國男女青年の意氣を中外に發揚することとなつた。

#### 一期日

十一月十九日より二十一日まで

(男子青年團)

同 二十一日より二十三日まで

(女子青年團)

#### 二 會場

(男子青年團)

日本青年會館並に明治神宮外苑競技場

(女子青年團)

芝増上寺、芝公園陸上競技場並に靖國神社

#### 三 參加者

(男子青年團)

1 地方團(朝鮮、台灣を除く)

地方團長、地方理事、引率者各一名

郡市團指導者代表(一地方團三名宛)

單位團代表(郡市團毎に一名宛)

2 朝鮮(一〇〇名)台灣(五〇名)盟邦(約三

〇〇名)

3 大陸現地訓練隊參加者 六三名(本縣分一名を含む)

其他合計一五、〇〇〇名

(女子青年團)

1 縣處女會より團長並に聯合女子青年團代議員

2 各加盟團の引率者一名

3 各郡、市より特に身體健全、思想堅實なる正團員二名、但し一名は必ず遺族女子青年なること

#### 四 大會日程

(男子青年團)

第一日(十九日) 戰時下男子青年の集ひ

第二日(二十日) 青年團功勞者慰靈祭並に興亞青年體験發表會

第三日(二十一日) 東亞青年交驛會

(女子青年團)

第一日(二十一日) 戰時下女子青年の集ひ

第二日(二十二日) 令旨奉答大會

第三日(二十三日) 戰歿勇士慰靈祭並に銃後奉公大會

此の日午後三時から午後四時半まで衆議院副議長 田子一民氏の講演がある  
尚ほ女子青年團は大會閉會式終了後銃後奉公大會に移り、午後一時から市中行進を行つて宮城を遙拜し、更に靖國神社に向つて市中行進をなし、同神社に參拜して解散することになつてゐる。

貯蓄の結晶

興亞の光



### 明治神宮御鎮座 二十周年奉祝 御造營奉仕 代表者參拜會

東亞新秩序建設完遂のため國內新体制建設の急を叫ばれるの秋青年團の任務は極めて重大である。時恰も十一月一日は明治神宮御鎮座廿周年に相當し、而も皇紀二千六百年並に令旨奉戴廿周年に際會したのである。

此の日 天皇、皇后兩陛下には同日執行される明治神宮二十年祭に行幸啓遊ばされ、明治天皇並に照憲皇太后御二柱の御靈に親しく御拜あらせられることになつてゐる。

茲に於て大日本青年團では明治神宮參拜を中心とする諸行事を通して彌々深く敬神愛國の本義に徹し、併せて令旨奉戴當時の感激を新にせんがため、次の要項に依つて明治神宮御鎮座廿周年奉祝御造營奉仕代表者參拜會を開催し、當

時高輪御所に伺候したる代表者を中心とする明治神宮御造營奉仕者を會して我國青年團廿年の發達過程を顧み、更に新世代の要請に對處する方向を達觀し、先輩後輩共勵切礎以て青年團本來の大使命達成に資することゝなつた。

十一月一日より三日まで二泊三日間  
二會 場 日本青年會館分館「浴恩館」

三 代表者資格

1 令旨奉戴當時代表者として高輪御所に伺候したる者

本縣では當時の代表者たる鳥取市新茶屋養鶏業松永義治郎(四五)氏に決定

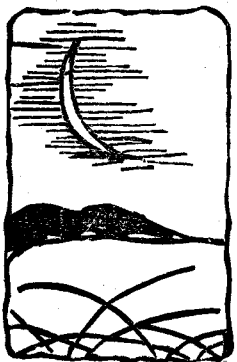
2 右該當者なき場合は明治神宮御造營に奉仕したる者

尚ほ日程は第一日たる十一月一日自己紹介、第二日は明治神宮御鎮座廿周年祭式典參列、神宮体育大會隨意參觀、映画會、第三日聖徳繪画館拜觀、講話、回顧座談會、團長招待會等があ

つて解散することになつてゐる。

### 闇取引を

### 絶滅せよ



闇取引が一般に行はれて不當の利益をむさぼつてゐる商人が全國的には數限りなくあり、従つて法律違反の警察事件が相當數檢舉されてゐる。

大体闇取引とは何であるかと云ふと、之は規則の裏を潜つて取引することであるが、物資並に物價不安の風潮が生れると自然に賣惜みや買溜めや、自分だけが不當の利益を得やうと云ふやうな氣持が起り勝であつて、唯簡單な淺薄な考へから出發した犯罪が多數である。

此の闇取引が行はれた結果はどうなるか、政

府の實行せんとする經濟國策はどう云ふ影響を受けるか、國民生活の安定を目標としてゐる物價の統制策はどうなるか、其の分量は僅少であつても、國全体として見れば實に大きな數量に達するのである。一人々々から見ると何でもないと思つてゐても、結局に於て戦時經濟の物資物價の安定策に重大なる結果を來すものである。日支事變は既に三年の長きに亘つてゐるが、更に之から先は高度國防國家の大方針に依つて、國運の興隆を圖らねばならないのであるから、戦時統制經濟は愈々以て強化せねばならぬのである。

戦時に於ては、如何に生産を殖やしても國家の消費がどん／＼殖へるので品物が不足勝になる。そこで一日も早く自給自足が出来るやうに經濟統制を強化し、生産も配給も消費も政府の方針通り一糸亂れず滑らかに運行することが必要であつて、之に依つて初めて其の目的を達するのである。

従つて國民たるものは能く政府の經濟統制の

目的を理解し協力して統制の規則を守り、極力物資の購入を手控へ、贅澤を禁止し消費を節約し、同時に能く働いて所得の増加を圖り、其の蓄積を多くして滅私奉公の實を擧げねばならぬのに、闇取引と云ふやうなことが存在することは實に遺憾とするところである。

今度の贅澤品禁止に依つて規格外の品物が買れなくて困ると云ふやうな話も聞くのであるが併し政府の目的は物資を節約するために規格を一定し価格をきめて統制して行くのであるから、國民全体が規格外のものを買買しない、又造りもしないと云ふ心掛けになりさへすれば消費節約の實が擧がり、生活必需品の確保も低物價政策も何れもうまく行くのである。

ところが不幸にして製造元も發賣元も買ふ者も、規格統制の目的を理解しないために自ら混雜を招くやうな事情になつてゐるのであつて、凡そ闇取引は我國では至つて軽く考へられてゐるが、ドイツやイタリー等では、國家の經濟政策を妨害する者は國賊として嚴罰に處すると云

はれてゐる。

例へば切符制度に依る食糧統制の場合に、或る政府の官吏がたつた一枚の切符に不正があつたために死刑に處せられたと云ふ話もある。同時に民間側に於ける統制違反の賣惜み、買溜め等が発見された場合には、殆ど其の財産の全部が沒收されることも云はれ、従つて闇取引等の行爲は絶無と云つてよい位である。

實際我が國民は何故統制しなければならぬかと云ふ理由をはつきりと知らないものが多いのではないかと思はれるが、其の理由が分れば必ずうまく統制が行はれ闇取引の如きもなくなることも思はれる。要するに、我國民には戰時經濟統制の訓練がまだ足らないと云ふことに歸結せられて、之を此の儘放任して置くことは出来ないのである。

計畫經濟に依る國家の目的を遂行し得る手段としては、結局強制なる統制に依つて訓練せしめるより外に途はないのであるから、ドイツの如き死刑と云ふやうな嚴罰主義の現はれないや



### 民有林資源基 本 調 査

うに既往を顧みて、自我功利の念を捨て、國家の利益を第一とし、そして政府の方針を遵守し信頼し闇取引の絶滅を期して規格統制の實を擧げるやう心掛けられたいものである。

時局の進展と共に森林資源の需要は彌々増加の傾向にある爲、森林資源の確保は益々緊要となるので、本縣ではこの資源を確保すると共に併せて木炭、用材等の増産計畫を樹立する必要上、今回縣下の民有林全部について森林分布の状況を調査することとなり、係員が實地に出張して各市町村長協力の下にこれが調査を實施することとなつた。

調査は十一月中に於て一ヶ町村一日乃至四日間の豫定で行ふが、今回の調査は國有林・官行造林を除く全林野について、實地に踏査してその森林の状況を

- 1 林種別  
針葉樹林、針濶混浴林、濶葉樹林、特殊樹林、其他
- 2 所有別  
公有、社寺有、私有
- 3 齡級別  
に、面積、材積を調査するものであるが、但し林道網計畫調査の際踏査済の林野については、今回は調査を省略することになつてゐる。



### 戰時經濟と貯蓄

日本は今戰爭をしてゐる。而も既に聖戰滿三年を過ぎて四年目の半ばも近い。戰爭をするの

には金が要る。日清戦争には二億圓を要し日露戦争には十五億圓を要した。然るに今次事變は數百億圓を要する覺悟でかゝらないと有終の美を収めることは困難であらう。

今度の戦争は支那四百余州に亘つての戦争であつて、それに軍隊が機械化されてゐるから、一度の戦闘に於ても使用される物資の量は多々のである。之に對して必要な物資を整へ、第一線の勇士に不自由を感じさせないためには多量の物資と多額の経費を要する。

それのみならず日本を初め全世界の諸國は今や重大なる轉換期に立つてゐる。歐洲では今や大戦争が行はれ、世界の歴史がどんな方向に動いて行くか測り知れないものがある。それと同時に、東亞諸國に於ては日本を盟主として東洋人のための東洋、東洋人に依つて成れる東洋を建設せんとしてゐるのである。

従つて之がために要する費用も大きい。例へば支那には鐵道が乏しいし、道路や水利は悪く天然資源はありながら之を活用する設備が乏し

い。即ち鐵の礦石を採掘する設備が出来てゐないし、更にそれを精鍊する工場がないと云ふ状態であるからそれを日本人の手で整へなければならぬ。その外に教育機關や衛生設備まで作つて行かねばならぬ。

更に之に加へるに、世界の政治外交の關係が少しも油斷の出来ない状態にある。昨日の友は今日の敵となるかも知れない現状にあつては、支那事變の外に尙ほ大きい事變が何時どの方角から降りかかつ来るかも知れない。それには充分な準備が必要である。

さうして見ると、東亞の天地を開發するためにも、將來の戦争準備をして置くためにも我國産業の生産力を擴充して置くことが絶対必要になる。若し徒らに外國の經濟に依存してゐる時は、鐵も、石油もゴムもないと云ふやうな状態で日本國の存立を危くする結果になる。

斯う云ふ譯であるから、政府は之等の費用を賄ふために一方には租税を高めてゐるが、其の収入増加は思ふ程大きいものではないので、餘

儀なく多額の公債を發行することになる。其の結果はどうなるかと云ふと、政府は戦争其の他の用途に必要な物資を買入れ、其の代金を紙幣で支拂ふのであつて、其の紙幣は日本銀行から公債證書と引替へに受取り、それを以て買入れた物品の代金を支拂ふのである。それで公債發行高が多くなるにつれて民間には紙幣が多く流通する道理であつて、それだけ紙幣の信用を低くし價値が安くなるから物價が騰貴せざるを得ない。

又他の一面を見ると、外國からの輸入品は減じ國內に於ける生産事業は多く軍用方面に向けられ、多數の青年が兵役に服するためそれだけ生産勞働力は減少し、そして多量の物資が軍用及び東亞開發のために使用されるので、國內の物資は益々減少しそれだけ物價は高くなる。

それが少し位なら我慢も出来るが、程度を超へると到底之を黙視することは出来ない。例へば物價が二倍になれば百億圓の戦費で濟んだものが二百億圓を要し、若し十倍の高さになれば

一千億圓の費用を要することとなり、それ故に物價の騰貴を抑へることが何よりも大切である。

物價騰貴を抑へるには二つの方面がある。第一は物資の消費を節約すること、第二は消費の節約に依つて紙幣の國內流通高を少くすることである。此の消費の節約と紙幣流通高の減少の二面を都合よく一致させることが此の際最も肝要なことである。

而して國民一般が消費を節約する結果は、此の限りある物資の中から或は戦線に、或は東亞の建設に向けられる物資を多くすることに成るから、此の方面から見ても國策に順應することになるのである。

戦時であれば國內の生産力が減少し、而して戦争等のため物資が多く入用になるから勢ひ外國から多量の物資を輸入しなければならぬ。其の代金の支拂ひはどうするか外國で公債を募集して其の金で支拂ふことが出来れば之も一つの便宜手段であるが、英・佛・米の如き金を多く持

つ國が我國の公債の募集に應じて呉れないのは今日の國際情勢の上から仕方がない。

先年の日露戦争の時は、戦費の半分は外債で賄ひ得たから我國の財政は其の運用が容易に行はれたが、今回の支那事變ではそれが全く塞がれてゐるから此の方法に依ることが出来ない。それ故に最後の方法として我國から輸出品を多くし、其の代金を以て外國から買入れる物品の支拂ひに充てる方法を採らねばならぬ。

然るに日本國內の物價が騰貴してゐては輸出が盛んにならない。日本品が安ければこそ外國が買つて呉れるのであるが、高ければ輸出が減少し、従つて外國から必要な物資を買入れたくても支拂ふべき方法がないと云ふことになるのである。此の方面から考へても、成るべく消費を節約して物價が騰貴せぬやうにしなければならぬ。殊に外國製品の消費を少くして無益な外國品の輸入を減少することは、之又今日の國民の心得として肝要なことである。

今日では各地に貯蓄組合も出來てゐるし、保

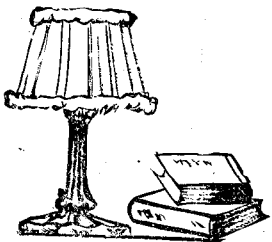
險を契約する人も激増してゐるのは洵に喜ばしい現象である。銀行預金も増加し、信用組合の預金も増加してゐるし郵便貯金も激増してゐる又簡易保険や郵便年金、生命保険等も驚くべき増加を示してゐる。之は一般國民の間に國策に順應し銃後國民の重大任務を自覺して貯蓄報國保險報國の精神が漲つて來たことを證明するものである。

戦時經濟は最も重大な且つ最も困難なものである。之は政府の國策的指導が大切であるが、國民が舉國一致で之に協力するに非ざれば充分な効果を收めることは出来ない。經濟問題は國家問題であると共に個人的又は家庭的問題であり、各個人の商工業が之に關係し、各家庭の生活が之に關係する。故に舉國一致の体制に依つて國家に奉仕すると同時に、一身一家の幸福を圖ることが國家への奉仕と一致することが最も望ましいことである。即ち貯金は身のため國のためであり、保険は身のため國のためである。消費の節約に依つて物資の方面から國策に貢

献し、そして餘し得た金を貯蓄して或は銀行から、或は保險會社から、或は信用組合から國家の公債政策に貢獻して聖戰の目的を達成し得るやうにし、併せて一身一家の將來の準備までも完成し得るのであることを深く考慮すべきである。

### 戦歿軍人遺族の

### 洋裁講習



戦歿軍人軍屬の遺族に對して洋裁の技術を習得せしめ、將來自立自營して榮譽ある家門を顯揚するの一助たらしめる爲、本縣では十一月五日から十二月二十八日まで約二ヶ月間に亘つて次の要項により洋裁補導講習會を開催します。今回の講習では大休夏物を作る程度の技術を修得するを普通としますが、なほ優秀な者は冬

物も作り得る技術を修得することが出來ます。受講料は無料であつて、期間中受講者は所定の宿舍に合宿させ、食事は縣から支給します。(但し通勤希望者は別です) 又材料は學校で提供し製品は學校に納めることになつてゐますが、希望によつては材料を持參して製品を得ても差支へありません。

一 主催 鳥 取 縣

二 期間 本年十一月五日より十二月二十八日に至る間、毎日午前八時開始午後四時終了、但し毎週月曜日を休日とする。

三 場所 鳥取市西町 鳥取洋裁女學校

四 受講資格 戦歿(戦傷病死を含む)軍人軍屬の遺族(事實上の遺族を含む)であること。

五 人員 二十名とします。但し希望者が多數ある場合は二十名を一期生として先づ教授し、次の二十名を二期生として次の二ヶ月間順次教授します。

六 出願手續 市町村長で取纏めて縣廳社會課

に報告することになつてゐます。  
七 其他 期間中使用すべきミシンは提供し  
ますけれども、持つてゐる人は持参した方が  
便利であります。又寝具や日用品等は受講者  
で持参することになつてゐます。但しこれが  
ために特に新調などしないこと。



### 縣下中等學生の 稻刈奉仕

本縣ではいよゝゝ稻刈の繁忙期に這入つたの  
で、縣下二十四の男女中等學校に附近の應召家  
庭及び一般農家中重要農産物生産確保に對して  
最も努力の不足してゐる家庭の稻刈學生奉仕隊  
を編成せしめ、一班(十名を以て編成し一反を  
目標)づゝ一家庭に配分し、十月下旬から十一  
月上旬にかけて一校二日づゝの豫定で稻刈奉仕  
に繰り出さしめることになつた。

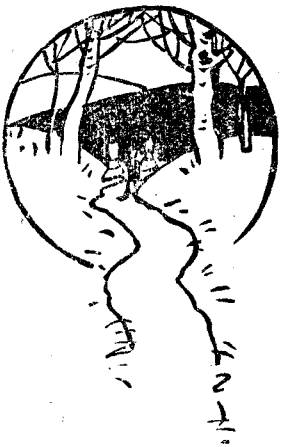
學校別の出勤人員と出勤地方は次の通りであ  
る。

△因幡部	鳥取縣立高女	岩美郡倉田村	二五〇名
同	鳥取市立高女	同 米里村	二一〇名
同	鳥取家政女	同 船岡村	一〇〇名
同	女子師範、八頭高女	鳥取市 美保	一六九名
同	同	八頭郡國中村	一五〇名
同	同	同 船岡村	一〇〇名
同	鳥取工業	同 賀茂村	一五〇名
同	鳥取商業	岩美郡津ノ井村	一八〇名
同	同	同 福部村	一五〇名
同	鳥取二中	同 氣高郡大正村	二二〇名
同	鳥取一中	同 千代水村	五五〇名
同	男子師範	同 湖山村	九〇〇名
同	同	同 松保村	二四〇名
同	同	鳥取市 賀露	四〇名
同	同	同 稻葉	七一一名
△伯耆部	同	中ノ郷	四〇名

倉吉中學	東伯郡長瀬村	五〇〇名
同	同 下北條村	七〇〇名
同	同 淺津村	二〇〇名
倉吉農學	同 北谷村	同
同	同 高城村	四〇〇名
倉吉商業	同 上小鴨村	四六〇名
倉吉高女	同 社村	四五〇名
同	同 小鴨村	同
育英中學	同 大誠村	三五〇名
同	同 由良町	三〇〇名
同	同 榮村	二五〇名
同	同 逢東村	二〇〇名
同	同 西郷村	二五〇名
河北實業	同 日下村	三〇〇名
同	同 花見村	二〇〇名
同	同 上北條村	二七〇名
倉吉實踐女	同 倉吉町	二〇〇名

尚ほ米子中學、米子工業、米子商蠶、米子高  
女、市立淑徳女學校、養良農學校、同女學校等  
もそれゝ二日間づゝ出勤奉仕することになつ

てゐる。



### 青年團及青年學徒の 木炭増産勤勞報國運動

事變下に於ける燃料國策に順應して木炭の増  
産を期するは刻下最も緊切な要務である。そこ  
で政府は本年の一月上旬から二月下旬までの約  
二ヶ月間に亘つて府縣單位に全國の青年團及び  
青年學徒を木炭増産に積極的に寄與せしめると  
共に、他面之が集團的訓練をなさしめたのであ  
つたが、更に本縣では軍需工業其の他の原因に

依り國內の需要額に増加せるに鑑み、青年團員及び青年學徒の勤勞奉仕精神に慫へ、木炭増産運動に依つて國運の進展に寄與し、而して之が實踐に依り集團訓練に資するため次の要綱に従つて本運動を實施することとなつた。

△事業

一 製炭作業

(一) 生産豫定數量 三萬五千貫

(二) 作業 伐木集材、玉切、築窯、製炭、調整俵裝運搬等の全部又は一部

(三) 作業従事者 主として製炭地方の男女青年團、青年學校、倉吉農學校、日野農林學校等約百ヶ團體

一 製俵作業

(一) 生産豫定數量 五萬俵

(二) 作業 原料たる萱採取及び俵編

(三) 作業従事者 萱採取地を有する山間地方男女青年團、青年學校、倉吉農學校、日野農林學校

一 古俵の回收作業

(一) 回收豫定數量 一〇萬俵  
(二) 作業 家庭に死藏せる使用可能の古俵回收  
(三) 作業従事者 消費地(市町村)男女青年團、青年學校、中小學校

△作業期間及び日數

一 製炭、製俵作業

(一) 期間 十月—翌年三月

(二) 日數 一人約五日間

一 古俵回收作業

(一) 十月—翌年三月

(二) 蒐集日 毎月一日、十五日(但し土地の事情に依り適當に制定)

△作業の指導

一 訓練指導

學校長、青年團長率先之に當り、必要に應じて縣係官が出張指導する

二 技術指導

適當なる指導者を選んで之に當らしめること但し必要に應じて縣係官が出張指導する

三 資材斡旋

町村長、學校長、産業組合長、木炭増産改良組合長、木炭検査員等が之に當る

△製品の處置

一 木炭は所屬町村の學校役場等公共の用に供するの外成るべく政府買上木炭に供出すること

二 新俵は縣の斡旋に依つて木炭増産改良組合へ供出すること

三 古俵は一定の場所に集積して置き、縣の斡旋に依つて縣信聯、木炭同業組合又は木炭増産改良組合へ供出すること。尙ほ之が價格は縣に於て適正價格を表示する

四 本作業に依る収入に關しては各學校長、團長に於て本運動の趣旨に基き適正なる處置を講ずること

△事業助成

本事業に關する補助は縣から追つて通報される

商工課物資物價係の面會時刻

近時物資物價の統制強化に伴つて、商工課に於ける物資物價關係の事務が頓に増加したので、之に伴つて商工業關係者の陳情及び打合せの爲に面談を求めるものが非常に多くなり、事務整理上支障が少くないので、十一月一日から當分の間商工課物資物價係事務に係る一般の面接は午後一時よりと定めた。

尙簡易なる質問や相談はなるべく商工獎勵館内の鳥取縣中央相談所を利用せられるやう希望する。又土曜日は事務整理日に充當する爲、なるべく面接を差控へられたい。



